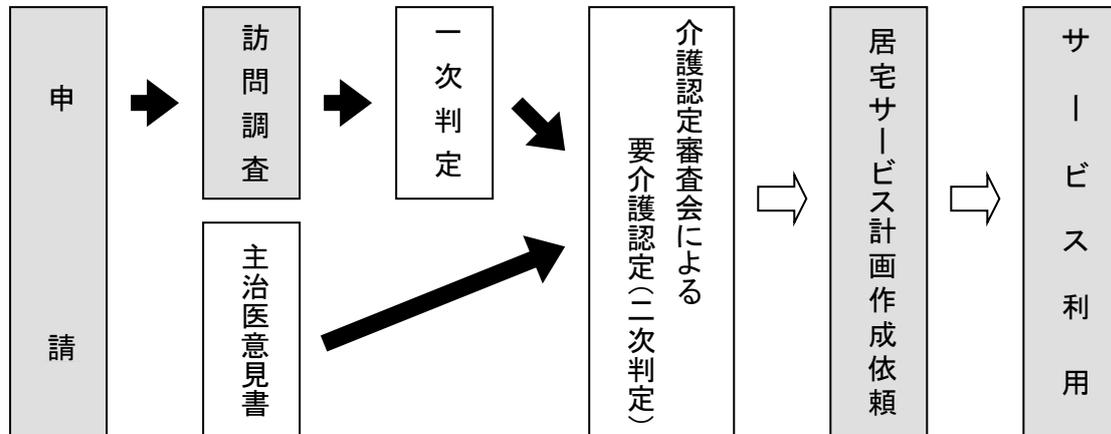


要介護・要支援認定の申請をされた方へ

- 申請後は、下記の流れに従って要介護認定作業を行います。申請中に心身の状態が変化したり、入院等した時にはすぐに介護福祉課までご連絡ください。

[要介護認定の流れ]



訪問調査について

調査には時間がかかりますが、重要な調査ですのでご協力をお願いします。また、調査に当たって知り得た情報は、守秘されますので安心して質問にお答えください。

主治医意見書について

主治医意見書は、市から直接主治医に依頼しますので、ご本人やご家族のお手を煩わすことはありませんが、長期間受診していない場合など、主治医の判断等で改めて受診していただくこともありますのでご了承ください。

介護認定審査会について

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者から構成され、訪問調査及び主治医意見書に基づいて、どのくらいの介護や支援が必要かを総合的に審査・判定します。

申請から認定までの期間について

申請の翌日から起算して、30日以内に認定することになっていますが、申請が集中する時期や、調査や意見書が遅れた場合など、30日を超えてしまう場合もございますのでご了承ください。

居宅サービス計画(ケアプラン)について

在宅でサービスを利用するには、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する必要があります。通常、ケアプランの作成は、利用者ご自身で居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャー(介護支援専門員)に依頼します。なお、ケアプランの作成の作成料は10割保険で賄うため自己負担額はありません。

要介護認定前のサービス利用について

要介護の認定は申請日にさかのぼって有効となりますので、申請した日からサービスを利用することができます。ただし、非該当の場合や、支給限度額を超えた部分は全額自己負担となりますので、要介護認定前にサービスをご利用になる際には、介護福祉課までご連絡ください。